

## 生活保護法改正関連資料

※以下の資料は生活保護法の改正(2013年12月6日、可決成立)に伴う、医療扶助、介護扶助に関し、指定医療機関等に関係する法律、政令、通知(以下の通り)の改定内容を抜粋して、改定部分を見え消し表示したものである。

※保団連の発行する「保険医のための審査、指導、監査対策―日常の留意点」【第3版】(2013年11月6日発行)の235頁以降の「生活保護指定医療機関に対する指導」の記載内容、及び445頁「生活保護法による医療扶助運営要領について(抜粋)」、452頁「生活保護法(抜粋)」の掲載内容が以下の内容に変更となるためご注意ください。改定の概要は「医療扶助関連の改定解説」を参照いただきたい。

<この資料で改訂部分を見え消しとして掲載した法律、省令、通知>

- ・生活保護法(改正法 抜粋 平成25年12月13日法律第105号)(1頁)
- ・生活保護法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第57号)(10頁)
- ・「生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務に係る留意事項等について(社援保発0425第11号通知)」(20頁)
- ・「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日厚生省社会局長通知社発第727号)の改正(30頁)
- ・「生活保護法による介護扶助の運営要領について」(平成12年3月31日社援第825号 厚生省社会・援護局長通知)(37頁)

## 生活保護法(改正法 抜粋 平成25年12月13日法律第105号)

### (医療扶助の方法)

#### 第34条(略)

2(略)

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品(薬事法(昭和35年法律第145号)第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ)を使用することができると認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

~~34~~ 第2項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師(以下「施術者」という)が行うことのできる範囲の施術については、~~第55条の規定により準用される第49条第1項~~の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

~~45~~ 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、~~第2項及~~

び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

56 (略)

## (介護扶助の方法)

### 第 34 条の 2 (略)

- 2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護(第 15 条の 2 第 2 項に規定する居宅介護をいう。以下同じ)、福祉用具の給付、施設介護、介護予防(同条第 5 項に規定する介護予防をいう。以下同じ)及び介護予防福祉用具の給付は、介護機関(その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画(同条第 3 項に規定する居宅介護支援計画をいう。第 54 条の 2 第 1 項及び別表第 2 において同じ)を作成する者、その事業として介護保険法第 8 条第 13 項に規定する特定福祉用具販売を行う者(第 54 条の 2 第 1 項において及び別表第 2 において「特定福祉用具販売事業者」という)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を行う者及び~~地域包括支援センター~~その事業として介護予防支援計画(第 15 条の 2 第 6 項に規定する介護予防支援計画をいう。第 54 条の 2 第 1 項及び別表第 2 において同じ)を作成する者並びにその事業として同法第 8 条の 2 第 13 項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者(第 54 条の 2 第 1 項及び別表第 2 において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という)をいう。以下同じ)であって、第 54 条の 2 第 1 項の規定により指定を受けたもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた~~地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設~~ものを含む)にこれを委託して行うものとする。
- 3 ~~前条第四五項及び第五六項の規定は、介護扶助について準用する。この場合において、同条第四項中「急迫した事情」とあるのは、「急迫した事情その他やむを得ない事情」と読み替えるものとする。~~

## (報告の徴収及び立入検査)

- 第 44 条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務又は若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第 51 条第 2 項第 5 号及び第 54 条第 1 項において同じ)の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。
- 2 ~~第 28 条第 23 項及び第 34 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。~~

## (医療機関の指定)

- 第 49 条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について~~その主務大臣の同意を得て~~、都道府県知事は、その他の病院~~若しくは診療所~~(これらに準ずるものとし

て政令で定めるものを含む)若しくは薬局又は医師若しくは歯科医師又は薬局について開設者又は本人の同意を得て、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

### **(指定の申請及び基準)**

**第49条の2** 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む)であるとき。ただし、当該指定の取消の処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消の処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう)までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

七 第5号に規定する期間内に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- 八 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
- 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。
- 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。
- 4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所(前条の政令で定めるものを含む。次項及び第3項において同じ)」と、第2項第1号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

### **(指定の更新)**

- 第49条の3** 第49条の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条及び健康保険法第68条第2項の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### **(指定医療機関の義務)**

- 第50条** 第49条の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という。)は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。
- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

### **(指定の辞退及び取消し)**

#### **第51条 (略)**

- 2 指定医療機関が、~~第50条の規定に違反した~~次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消すし、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに

該当するに至ったとき。

二 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定医療機関が、第 50 条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第 54 条第 1 項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第 54 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第 49 条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

### **(報告の徴収及び立入検査等)**

**第 54 条** 厚生労働大臣又は都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため必要がある医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録その他の帳簿書類、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第 28 条第 23 項及び第 34 項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

### **(介護機関の指定等)**

**第 54 条の 2** 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定

福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくは~~地域包括支援センター~~その事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者について~~開設者、本人又は設置者の同意を得て~~、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

- 2 ~~老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームについて、介護保険法第42条の2第1項本文の指定があつたときは、その地域密着型介護老人福祉施設は、その指定の時に、前項の規定による指定を受けたものとみなし、同法第48条第1項第1号の指定があつたときは、その介護老人福祉施設は、その指定の時に、前項の規定による指定を受けたものとみなす。介護機関について、別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く)が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。~~
- 3 ~~前項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設に係る同項の指定は、当該地域密着型介護老人福祉施設について、介護保険法第78条の8の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の辞退があつたとき、同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたときは、その効力を失い、前項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた介護老人福祉施設に係る同項の指定は、当該介護老人福祉施設について、同法第91条の規定による同法第48条第1項第1号の指定の辞退があつたとき、同法第92条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第48条第1項第1号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第86条の2第1項の規定により同法第48条第1項第1号の指定の効力が失われたときは、その効力を失う。別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。~~
- 4 ~~第50条から前条までの規定は、第1項第49条の2(第2項第1号を除く)の規定は、第1項の指定について、第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設ものを含む)について準用する。この場合において、第50条及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く)」と、第53条第3項同条第2項、第52条第1項及び第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるほか、これらの規定に関しものとするほか、必要~~

な技術的読替えは、政令で定める。

## (告示)

**第 55 条の 23** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第 49 条(~~前条において準用する場合を含む。以下本条において同じ~~)及び、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定をしたとき。
- 二 第 50 条の 2 (第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む)の規定による届出があつたとき。
- 三 第 51 条第 1 項 (第 54 条の 2 第 4 項及び~~前条~~第 55 条第 2 項において準用する場合を含む)の規定による第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第 51 条第 2 項 (第 54 条の 2 第 4 項及び~~前条~~第 55 条第 2 項において準用する場合を含む)の規定により第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定を取り消したとき。

## 第十二章 雑則

### (厚生労働大臣への通知)

**第 83 条の 2** 都道府県知事は、指定医療機関について第 51 条第 2 項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第 80 条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならない。

### (緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

**第 84 条の 4** 第 54 条第 1 項 (第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む)の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定 (当該事務に係るものに限り)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

## 附則(平成 25 年 12 月 13 日法律第 104 号)

### (指定医療機関に関する経過措置)

**第 5 条** この法律の施行の際現に旧法第 49 条(附則第 16 条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成 18 年法律第 116 号。次条第 1 項において「旧道州制特区法」という)第 12 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の指定を受けている病院若しくは診療所(旧法第 49 条の政令で定めるものを含む)又は薬局は、施行日に、平成 26 年改正後生活保護法第 49 条(附則第 16 条の規定による改正後の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(次条第 1 項において「新道州制

特区法」という)第12条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び第3項において同じ)の指定を受けたものとみなす。

- 2 前項の規定により平成26年改正後生活保護法第49条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所(同条の政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ)又は薬局に係る当該指定は、当該病院若しくは診療所又は薬局が、施行日から1年以内であって厚生労働省令で定める期間内に平成26年改正後生活保護法第49条の2第1項の申請をしないときは、平成26年改正後生活保護法第49条の3第1項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 第1項の規定により平成26年改正後生活保護法第49条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所又は薬局の当該指定に係る施行日後の最初の更新については、平成26年改正後生活保護法第49条の3第1項中「6年ごと」とあるのは、「生活保護法の一部を改正する法律(平成25年法律第104号)附則第5条第1項の規定により第49条の指定を受けたとみなされた日から厚生労働省令で定める期間を経過する日まで」とする。
- 4 この法律の施行の際現に旧法第49条の指定を受けている医師又は歯科医師は、診療所を開設しているものとみなし、施行日に、平成26年改正後生活保護法第49条の指定を受けたものとみなして、平成26年改正後生活保護法及び前2項の規定を適用する。

#### (指定介護機関に関する経過措置)

- 第6条** この法律の施行の際現に旧法第54条の2第1項(旧道州制特区法第12条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成26年改正後生活保護法第54条の2第1項(新道州制特区法第12条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の指定を受けたものとみなす。
- 2 前項の規定により平成26年改正後生活保護法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされた平成26年改正後生活保護法別表第2の上欄に掲げる介護機関であって、旧法第54条の2第2項の規定の適用を受けたものについては、平成26年改正後生活保護法第54条の2第2項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第3項の規定を適用する。

#### (指定医療機関等の申請に関する経過措置)

**第8条** 平成26年改正後生活保護法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、平成26年改正後生活保護法第49条の2第1項(同条第4項(平成26年改正後生活保護法第54条の2第4項において準用する場合を含む)並びに平成26年改正後生活保護法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む)の規定の例により、その申請をすることができる。

#### (指定又は指定の取消しの要件に関する経過措置)

**第9条** 平成26年改正後生活保護法第49条の2第2項各号若しくは第3項各号(これらの規定を同条第4項(平成26年改正後生活保護法第54条の2第4項において準用する場合を含む)並びに平成26年改正後生活保護法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む)又は第51条第2項各号(平成26年改正後生活保護法第54条の2第4項及

び第55条第2項において準用する場合を含む)の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行った者について適用する。

### **(罰則に関する経過措置)**

**第12条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 生活保護法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第 57 号)

### (指定医療機関の指定の申請)

**第 10 条** 法第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地

二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所

三 病院又は診療所にあつては保険医療機関(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ)である旨、薬局にあつては保険薬局(同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ)である旨

四 法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号まで(法第 49 条の 2 第 4 項(法第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む)、第 49 条の 3 第 4 項、第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む)に該当しないことを誓約する書面(以下「誓約書」という。)

五 その他必要な事項

2 法第 49 条(法第五十五条において準用する場合を含む。以下同じ)の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項の規定により基づき指定医療機関の指定を受けようとする医療機関(国の開設した医療機関を除く。以下この条において同じ)又は助産師若しくはあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師若しくは柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という)は、病院若しくは診療所(生活保護法施行令(昭和 25 年政令第 148 号)第 4 条各号に掲げるものを含む。第一号及び次項を除き、以下この条において同じ)又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその医療機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地(指定訪問看護事業者等(健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る)若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る)をいう。以下同じ)にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業(以下「指定訪問看護事業」という。)又は当該指定に係る居宅サービス事業(以下「指定居宅サービス事業」という)若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業(以下「指定介護予防サービス事業」という。)を行う事業所をいう。以下同じ)の所在地。第 4 項及び第 11 条において同じ)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地

二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地

~~三 医師又は歯科医師にあつては、その氏名及び住所病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称~~

~~四 助産師又は施術者にあつては、その氏名及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、その氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所~~

~~五 健康保険法第63条第3項第1号若しくは第88条第1項又は介護保険法第41条第1項若しくは第53条第1項の指定を受けている場合は、その旨病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨~~

~~六 その他必要な事項誓約書~~

~~六七 その他必要な事項~~

~~23 医師、歯科医師、助産師及び施術者が前項の申請書を提出する場合には、申請書に免許証の写しを添付法第49条の3第1項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第1項各号(第4号を除く)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。~~

~~一 現に受けている指定の有効期間満了日~~

~~二 誓約書~~

~~24 都道府県知事は、第一項の規定による申請のあつたものの中から法第四十九条の規定による指定を行うものとする。法第49条の3第1項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者(前項に規定するものを除く)は、第2項各号(第6号を除く)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。~~

~~一 現に受けている指定の有効期間満了日~~

~~二 誓約書~~

**(法第四十九条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)**

**第10条の2** 法第49条の2第2項第4号(同条第4項(法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む)、第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む)に規定する厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第54条第1項(第54条の2第4項において準用する場合を含む)その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

### (聴聞決定予定日の通知)

**第10条の3** 法第49条の2第2項第6号(同条第4項(法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む)、第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む)の規定による通知をするときは、法第54条第1項(法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む)の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という)から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知するものとする。

### (法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設)

**第10条の4** 法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

### (厚生労働省令で定める指定医療機関)

**第10条の5** 法第49条の3第4項で準用する健康保険法第68条第2項の厚生労働省令で定める指定医療機関は、保険医(同法第64条に規定する保険医をいう)である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師(同法第64条に規定する保険薬剤師をいう)である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

### (指定介護機関の指定の申請等)

**第10条の6** 法第54条の2第4項において準用する第49条の2第1項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設が、介護保険法第42条の2第1項若しくは第48条第1項第1号の指定又は同法第94条第1項の許可を受けている場合は、その旨
- 四 誓約書
- 五 その他必要な事項

2 法第54条の2第4項において準用する第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定により指定を受けようとする介護機関(国の開設した介護機関を除く。以下この条におい

~~て同じ~~の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書~~を~~  
又は書類を当該~~その~~介護機関の所在地(その事業として居宅介護を行う者(以下「居宅介護  
事業者」という)にあっては当該申請に係る居宅介護事業(居宅介護を行う事業をいう。以下  
同じ)を行う事業所(以下「居宅介護事業所」という)の所在地、その事業として居宅介護支援  
計画を作成する者(以下「居宅介護支援事業者」という)にあっては当該申請に係る居宅介  
護支援事業(居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ)を行う事業所(以下「居  
宅介護支援事業所」という)の所在地、特定福祉用具販売事業者(法第34条の2第2項に規  
定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ)にあっては、当該申請に係る特定福祉  
用具販売事業(介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。  
以下同じ)を行う事業所(以下「特定福祉用具販売事業所」という)の所在地、その事業として  
介護予防を行う者(以下「介護予防事業者」という)にあっては当該申請に係る介護予防事  
業(介護予防を行う事業をいう。以下同じ)を行う事業所(以下「介護予防事業所」という)の  
所在地、~~地域包括支援センター(法第15条の2第6項に規定する地域包括支援センターを  
いう)~~その事業として法第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画を作成する者(以下  
「介護予防支援事業者」という。以下同じ)にあっては当該申請に係る介護予防支援事業  
(介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ)を行う事業所(以下「介護予防支援  
事業所」という)の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者(法第34条の2第2項に規定  
する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ)にあっては当該申請に係る特定  
介護予防福祉用具販売事業(介護保険法第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用  
具販売を行う事業をいう。以下同じ)を行う事業所(以下「特定介護予防福祉用具販売事  
業所」という)の所在地(次条において同じ)を管轄する都道府県知事に提出しなければな  
らない。

一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあっては、  
~~その~~当該施設の種類並びに名称及び所在地

二 介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称

三 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所

四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業  
者、介護予防支援事業者~~地域包括支援センター~~又は特定介護予防福祉用具販売事業者  
にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の  
名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類

五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第41条第1項、第42条の2第1項、第46条  
第1項、第48条第1項第1号若しくは~~第三号~~、第53条第1項、第54条の2第1項若しくは  
第58条第1項の指定又は同法第94条第1項の許可を受けている場合は、その旨

六 誓約書

七 (略)

~~都道府県知事は、前項の規定による申請のあったものの中から法第54条の2第1項の規定  
による指定を行うものとする。~~

### (指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出)

**第10条の7** 法第54条の2第2項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事(国の開設した介護老人保健施設にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長)に提出することにより行うものとする。

- 一 介護機関の名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所
- 三 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類
- 四 法第54条の2第2項本文に係る指定を不要とする旨

### (指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等)

#### 第10条の8(略)

### (保護の実施機関の意見聴取)

**第11条** 法第49条又は~~第五十四条の二第一項~~、第54条の2第1項若しくは第55条第1項又は第49条の3第1項の規定により都道府県知事が、~~医療機関、介護機関又は助産師若しくは施術者の指定~~指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たっては、~~その医療機関~~当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は~~助産機関~~助産師若しくは施術者の所在地又は住所地(指定訪問看護事業者等にあつては第10条第~~1~~2項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、~~地域包括支援センター~~介護予防支援事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては~~前条第1項~~第10条の6第2項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地)の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

### (指定の告示)

**第12条** 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の~~2~~3(同条第1号の場合に限る)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一・二(略)
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、~~地域包括支援センター~~介護予防支援事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所の名称及び所在地
- ~~四 医師又は歯科医師にあつてはその氏名及び住所~~
- ~~五~~四(略)

## (標示)

**第 13 条** 指定医療機関、指定を受けた助産師若しくは施術者指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第3号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

## (変更等の届出)

**第 14 条** 法第 50 条の2(法第 54 条の2第4項及び第 55 条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ)に規定する厚生労働省令で定める事項は、第 12 条第2号から第5号まで法第 49 条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第 10 条第1項各号(第4号を除く)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第4条各号に掲げるものを含む)又は薬局にあつては同条第2項各号(第6号を除く)に掲げる事項とし、法第 54 条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては第 10 条の6第1項各号(第4号を除く)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号(第6号を除く)に掲げる事項とし、法第 55 条第1項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第 10 条の8第1項第1号及び第3号に掲げる事項(次項において「届出事項」という)とする。

2 法第 50 条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

- 一 第 12 条第2号から第5号までに掲げる事項届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日
- 二 (略)

3 指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 24 条、第 28 条若しくは第 29 条、健康保険法第 95 条、薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 72 条第4項若しくは第 75 条第1項、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第7条第1項若しくは第2項、歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)第7条第1項若しくは第2項、介護保険法第 77 条第1項、第 78 条の 10 第1項、第 84 条第1項、第 92 条第1項、第 101 条、第 102 条、第 103 条第3項、第 104 条第1項、第 114 条第1項、第 115 条の9第1項、第 115 条の 19 第1項、第 115 条の 29 第1項若しくは第 115 条の 35 第6項、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 14 条第1項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第9条第1項若しくは第 11 条第2項又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)第8条第1項若しくは第 22 条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10 日以内に、法第 49 条又は第 54 条の2第1項、第 54 条の2第1項又は第 55 条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

## (変更等の告示)

**第 14 条の 2** 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第 55 条の23(第 2 号の場合に限る)の規定により告示する事項は、第 12 条第 2 号から第54号までに掲げる事項とする。

#### (指定の辞退)

**第 15 条** 法第 51 条第 1 項(法第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む)の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第 49 条又は第54 条の 2 第 1 項、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

#### (辞退等に関する告示)

**第 16 条** 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第 55 条の23(第 3 号及び第 4 号の場合に限る)の規定により告示する事項は、第 12 条第 2 号から第54号までに掲げる事項とする。

#### (診療報酬の請求及び支払)

**第 17 条** 都道府県知事が法第 53 条第 1 項(法第 55 条の2において準用する場合を含む)の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関(医療保護施設を含む。この条において以下同じ)は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和 51 年厚生省令第 36 号)又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成 4 年厚生省令第 5 号)の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 (略)

#### (厚生労働大臣への通知)

**第 22 条の 4** 法第 83 条の 2 の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を、当該処分を行った指定医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長に送付して行うものとする。

- 一 処分を行った指定医療機関の名称及び所在地
- 二 処分の内容及び処分を行った年月日
- 三 処分の理由
- 四 健康保険法第 80 条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実の内容
- 五 その他必要な事項

#### (権限の委任)

**第 23 条** 法第 84 条の56第 1 項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第 1 号、第 2 号及び第6 号、第 4 号、第 7 号及び第 10 号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第 23 条第 1 項に規定する権限
- 二 法第 45 条第 1 項に規定する権限
- 三 法第 49 条に規定する指定に関する権限

#### 四 法第 50 条第2項に規定する権限

四五 法第 50 条の2(法第 54 条の2第4項において準用する場合を含む)に規定する権限

五六 法第 51 条第2項(法第 54 条の2第4項において準用する場合を含む)に規定する権限

六七 法第 54 条第1項(法第 54 条の2第4項において準用する場合を含む)に規定する権限

七八 法第 54 条の2第1項に規定する指定に関する権限

八九 法第 55 条の23に規定する権限

十 法第 84 条の4第1項に規定する権限

2 第 84 条の6第2項の規定により、前項各号に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

### **(厚生労働省令で定める通常必要とされる費用)**

#### **第 23 条の2(略)**

#### **(大都市の特例)**

**第 24 条** 生活保護法施行令(~~昭和 25 年政令第 148 号~~)第 10 条の2第1項の規定により、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第1項の指定都市(以下「指定都市」という)が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第6条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第7条中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第 10 条(~~第2項を除く~~及び第4項に限る)、第 10 条の6(~~第2項に限る~~)から第 12 条まで及び第 14 条(第3項に限る)から第 18 条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

#### **(中核市の特例)**

**第 25 条** 生活保護法施行令第 10 条の2第2項の規定により、地方自治法第 252 条の 22 第1項の中核市(以下「中核市」という)が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第6条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第7条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第 10 条(~~第2項を除く~~及び第4項に限る)、第 10 条の6(~~第2項に限る~~)から第 12 条まで及び第 14 条(第3項に限る)から第 18 条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

#### **様式第2号(第9条関係)**

(表) (略)

(裏)

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。
--

### (報告の徴収及び立入検査)

**第44条** 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第51条第2項第5号及び第54条第1項において同じ)の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

2 (略)

### (報告等)

**第54条** 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

### (介護機関の指定等)

**第54条の2** (略)

2・3 (略)

4 第49条の2(第2項第1号を除く)の規定は、第1項の指定について、第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む)について準用する。この場合において、第50条及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く)」と、同条第2項、第52条第1項及び第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第86条** 第44条第1項、第54条第1項(第54条の2第4項及び第55条第2項において準用

する場合を含む。以下この項において同じ)、第 55 条の5若しくは第 74 条第2項第1号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第 54 条第1項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第 28 条第1項(要保護者が違反した場合を除く)、第 44 条第1項若しくは第 54 条第1項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。

2 (略)

#### 注 意

- 一 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 二 この証票は、職名の異動を生じ、又は不要になったときは、速やかに、返還しなければならない。

## 「生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務に係る留意

### 事項等について(社援保発0425第11号通知)」

生活保護法の一部を改正する法律(平成25年法律第104号。以下「改正法」という。)については、平成25年12月13日に公布され、生活保護法施行令(昭和25年政令第148号。以下「施行令」という)及び生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という)並びに「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)等についても所要の改正を行い、平成26年7月1日より施行することとしている。

今般、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」といい、改正前の法を「旧法」、改正後の法を「新法」という。)、施行令及び規則を踏まえ、指定医療機関の指定事務に関する留意事項等について下記のとおり整理したので、御了知の上、関係機関とも連携を図りながら、その実施に遺漏なきを期されたい。

#### 記

##### 1 改正法における指定医療機関制度の見直し

旧法では、法による医療扶助のための医療を担当する病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等(以下「指定医療機関」という。)の指定及び指定取消しについて、健康保険等他の医療制度に比べ、具体的な要件が規定されておらず、不適正な医療機関への対応が十分行われる環境にあるとは言いがたい状況にある。

このため、新法では、健康保険の取扱い等を参考に、指定医療機関制度についても見直しを行っているが、その内容は主に次のとおりである。

##### (1) 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

###### ア 指定の要件

新法第49条の2第2項各号(欠格事由)のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事(指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。)は指定医療機関の指定をしてはならないものとしたこと。また、同条第3項各号(指定除外要件)のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は指定医療機関の指定をしないことができるものとしたこと。

###### (欠格事由の例)

- ・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき。
- ・開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- ・開設者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ・開設者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(指定除外要件の例)

- ・被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

イ 指定の取消要件

指定医療機関が、新法第 51 条第2項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとしたこと。

(取消要件の例)

- ・指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。
- ・指定医療機関の開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

(2) 指定医療機関の指定の有効期間(指定の更新制)の導入

ア 指定医療機関の指定の更新

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うものとしたこと。(新法第 49 条の3第1項関係)

イ 指定の更新申請のみなし

指定医療機関のうち、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師等若しくは薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までに間に別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなすものとしたこと。

(新法第 49 条の3第4項関係)

(3) 不適切な事案等への対応の強化

ア 指定医療機関又は保険医療機関の指定取消しがなされた場合の対応

法による指定医療機関又は健康保険法による保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるものとしたこと。

- ・都道府県知事は、法による指定医療機関の指定を取り消した場合であって、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣に通知しなければならないものとしたこと。(新法第 83 条の2関係)
- ・健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合は、法の指定医療機関の指定を取り消すことができるものとしたこと。(新法第 51 条第2項第1号関係)

イ 過去の不正事案への対応

旧法では対象となっていない指定医療機関の開設者であった者等についても、都道府県知事又は厚生労働大臣は、必要と認める事項の報告若しくは診療録等の提出等を命じ、又は当該職員に、実地に検査等させることができるものとしたこと。(新法第 54 条関係)

#### ウ 不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段により医療の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関があるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定医療機関から、その返還させるべき額のほか、100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとしたこと。

(新法第 78 条第2項関係)

#### エ 指定医療機関への指導体制の強化

指定医療機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県知事が指定した指定医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県知事が行うべきものであるが、一部の指定医療機関における不適切な事案に効率的・効果的に対処できるよう、都道府県知事が指定した指定医療機関への報告等について、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、厚生労働大臣も実施できるものとしたこと。(新法第 84 条の4関係)

## 2 新法の施行に伴う指定事務に係る留意事項

### (1) 指定医療機関に対する新法の内容の周知徹底

都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)は、管内の指定医療機関に対して、上記1に掲げる指定医療機関制度の見直しに関する事項及びアからウまでに掲げる施行に伴う経過措置に関する事項についてあらかじめ周知を行うとともに、円滑な施行が図られるよう協力を求めること。

ア 旧法の指定を受けている指定医療機関は、施行日において新法第 49 条による指定を受けたものとみなされるものとしたこと。(改正法附則第5条第1項関係)

イ 新法の施行(平成 26 年7月1日)の際、新法の規定による指定医療機関の指定があったものとみなされた指定は、施行日から1年以内に指定医療機関の申請をしなければ、当該期間の経過によって効力を失うものとしたこと(平成 27 年7月1日付で失効する)。(改正法附則第5条第2項関係)

ウ 新法の施行(平成 26 年7月1日)の際、新法の規定による指定医療機関の指定があったものとみなされた指定に係る施行日以後の最初の更新は、施行日から6年を経過する日までではなく、施行日から健康保険法第 68 条第1項の規定により同法第 63 条第3項第1号の指定の効力が失われる日の前日までの期間を経過する日までに行うものとしたこと。

ただし、施行日から1年以内に当該前日が到来する場合にあっては、当該前日から6年を経過する日までに行うものとしたこと。

また、指定訪問看護事業者等の最初の指定の更新については、健康保険法による指定を受けている訪問看護事業者(介護保険法による指定を受けているものを除く。)にあっては、施行日から6年を経過する日までに行うものとしたこと。

さらに、上記以外の訪問看護事業者等あつては、介護保険法の指定の有効期間の満了日までに行うものとする。ただし、当該日が施行日から1年以内に到来する場合にあつては、当該日から6年を経過する日までに行うものとしたこと。(改正法附則第5条第3項関係)

#### (2) 指定医療機関に対する指定申請書類の送付

改正後の規則第10条第2項において、指定を受けようとする医療機関の開設者は、病院等の名称及び所在地、健康保険法に規定する保険医療機関等である旨、新法に規定する指定の欠格事由に該当しないことの誓約等の事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出することとしている。

そのため、都道府県は、指定の申請が円滑に行われるよう、別添1の様式例を参考に改正後の規則第10条第2項に規定する申請書又は誓約書等の様式を作成し、管内の指定医療機関に対し上記(1)の周知と併せ、送付すること。

#### (3) 改正法附則第5条第2項の規定による申請状況の確認

都道府県は、施行日より改正法附則第5条第2項の規定に係る申請を受理することとなるが、常時、管内の指定医療機関からの当該申請の受理状況を管理し、必要に応じて、当該申請がなされていない指定医療機関に対して申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。

#### (4) 改正法附則第5条第2項の規定による申請に基づく指定の審査等

ア 都道府県は、受理した申請について、申請書又は誓約書等の記載内容について審査し、新法第49条の規定による指定を行うことが適当と判断される場合には、新法の施行の日付(平成26年7月1日)で指定を行ったことを通知すること。

イ 併せて、改正法附則第5条第3項の規定により、最初の指定の更新については、その指定を受けたものとみなされた日(施行日)から6年を経過する日までではなく、(1)のウのとおり更新の申請を行う必要があることを通知すること。

ウ ア及びイの通知については、別添2の様式例を参考に作成した文書により行うこと。

エ なお、アの指定については、新法第55条の3第1項第1号の規定による告示は不要であること。

### 3 その他の留意事項

#### (1) 旧法による指定を受けている医師又は歯科医師

旧法による指定を受けている医師又は歯科医師(いわゆる往診医師・歯科医師)は、施行日において、診療所を開設しているものとみなして新法第49条による指定を受けたものとみなして、改正法附則第5条第2項及び第3項の規定を適用するものとする。(改正法附則第5条第4項)

したがって、当該医師又は歯科医師に係る施行に伴う指定事務については、上記2の(2)から(4)までと同様の取扱いとすること。

(2)新法による新規の指定の申請新法による新規の指定を受けようとする者は、新法の規定の例により、施行日前においてもその申請をすることができるものであること。(改正法附則第8条関係)

この場合においては、指定の最初の更新に係る改正法附則第5条第3項の規定による経過措置は適用されないため、指定日については、施行日以降の日付における当該医療機関の希望する日を参考にしながら決定すること。

# 別添1 様式例 (申請書)

生活保護法指定医療機関 指定・指定更新 申請書

名 称	(フリガナ)		医療機関コード						
所在地	〒 - 市( ) -								
開設者の氏名、生年月日、住所 (法人の場合は、「氏名(名称)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	氏名(名称等)	(フリガナ)							
	生年月日	年 月 日							
	住所(所在地)	〒 -							
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日					
	住所	〒 -							
診療科名									
病床数	一般	床 ( 床)		結核	床 ( 床)				
	療養	床 ( 床)		感染症	床 ( 床)				
	精神	床 ( 床)							
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中			有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有 ・ 無 ・ 指定申請中			年 月 日指定(申請)					
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有 ・ 無	左欄の「有」に該当する場合で、開設者以外に診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。		氏 名					
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)								

上記のとおり指定を申請します。

平成 年 月 日

(申請先)

○ ○ 知 事(市 長)

〒 -  
住 所

申請者(開設者)

市( ) -

氏 名

印

## 注意事項

- 1 この書類は、都道府県知事(市長)に直接に、又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、県(市)告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日まで、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

## 記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。  
※開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。  
※薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。
- 6 「病床数」は、休床中の病床も含めて医療法により都道府県知事に許可された病床数を記入し、休床数を()内に記入してください。
- 7 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。  
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。  
※訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 8 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定」は、申請時点における結核指定医療機関としての指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は指定年月日を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、結核指定医療機関の指定の申請を行った日を記載してください。
- 9 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 10 「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものであり、②に該当する場合には、診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。
  - ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
  - ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 11 申請者(開設者)の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

## 別添 1 様式例 (誓約書)

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない  
旨の誓約書

〇 〇 知 事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しない  
ことを誓約します。

住 所

氏名又は名称

印

(誓約項目)

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな  
るまでの者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるも  
のの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな  
くなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの規定

- 1 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)
- 3 栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)
- 4 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)
- 5 歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)
- 7 歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)
- 8 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)
- 11 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)
- 12 葉事法(昭和 35 年法律第 145 号)
- 13 薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)
- 14 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)
- 16 柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)
- 18 義肢装具士法(昭和 62 年法律第 61 号)
- 19 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)
- 20 精神保健福祉士法(平成 9 年法律第 131 号)
- 21 言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)
- 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)

3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他当該事実に関して開  
設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事

実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）。

5 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

7 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

8 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

9 第2項第9号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当すること。

## 別添2様式例（通知）

〇〇〇〇〇〇〇〇号  
平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇病院  
（開設者） 殿

〇〇県知事

生活保護法の一部を改正する法律附則第5条第2項  
の規定による申請に基づく指定について

平成〇年〇月〇日付けであった生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）附則第5条第2項の規定による申請について下記のとおり指定したので、通知する。

### 記

- 1 指定医療機関名 〇〇〇〇〇〇〇〇病院
- 2 指 定 日 平成26年7月1日
- 3 指定の有効期間 平成〇年〇月〇日（貴保険医療機関（保険薬局）の指定有効期間の満了日）まで

# 「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30

## 日厚生省社会局長通知社発第727号)の改正

### 第4 医療扶助指定機関

#### 1 指定医療機関の指定の際の留意事項

(1) 法による医療扶助のための医療を担当する機関は、申請のあったもののうち、~~次に掲げる指定等を受けているものであって、法第49条の2第2項各号のいずれにも該当せず、医療扶助に基づく医療等について理解を有していると認められるものについて指定するものとする。ただし、正当な理由があつて指定等を受けていない医療機関(指定訪問看護事業者を除く。)については、この限りでない。~~

~~なお、法による指定の取消しを受けた医療機関にあつては、原則として取消しの日から5年以上を経過したものである。~~

~~ア 健康保険法第65条第1項又は第88条第1項の規定による指定~~

~~イ このうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する内容の医療を行う医療機関にあつては、同法第38条第1項の規定による指定を受けている医療機関を指定する。~~

(2) 指定を行った医療機関に対しては、指定後においても、第6の1の(2)アによる一般指導により、生活保護に関する法令、告示及び通知に定める事項について周知徹底を行い、医療扶助に基づく医療等に対する理解が一層深まるよう取り組む。

(3) 申請のあった医療機関が、法第49条の2第3項各号のいずれかに該当する医療機関については、指定をしないことができるものである。

(4) 指定医療機関の指定の有効期間は6年間とし、6年ごとに更新の申請を行わせ、上記(1)の指定手続と同様に審査するものとする。ただし、保険医療機関や保険薬局であつて、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその者と同一世帯に属する配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申出がないときは、更新の申請があつたものとみなすものである。

#### 2 健康保険法等による診療報酬に係る承認等

(1) 健康保険法に基づく保険医療機関であり、同法等により診療報酬に係る指定、承認又は認定を受けている場合には、生活保護法において重ねてこれらの指定、承認又は認定は要しないものである。

~~(2) 健康保険法に基づく保険医療機関の指定を受けていない医療機関であつて、生活保護法に基づく指定を受け、又はその申請をする医療機関から、健康保険法等による診療報酬に係る承認(厚生労働大臣の承認に係るものを除く。)又は認定の申請があつた場合、同法等における承認又は認定に関する取扱いを準用し、これを承認又は認定する。~~

~~なお、承認又は認定の決定を行った場合には、生活保護法による承認又は認定である旨を明記した承認番号又は認定番号を決定し、申請者及び支払基金に対して通知する。~~

### ~~3 健康保険法等による診療報酬に係る届出~~

- ~~(1) (2) 健康保険法に基づく保険医療機関であり、同法等により診療報酬に係る届出をしている場合には、生活保護法において重ねてこれらの届出は要しないものである。~~
- ~~(2) 健康保険法に基づく保険医療機関の指定を受けていない医療機関であって、生活保護法に基づく指定を受け又はその申請をする医療機関からの届出があった場合には、支払基金に対して通知する。~~

## 第6 指導および検査

### 1 指定医療機関に対する指導

#### (1) 目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行なわれるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とする。

#### ~~(2) 対象~~

~~指導は、すべての指定医療機関とすること。~~

#### ~~(3) (2) 内容および方法~~指導の形態

指導の形態は、一般指導と個別指導の2種とする。

##### ア 一般指導

一般指導は、都道府県知事が、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により行うものとする。

##### イ 個別指導

~~(ア) 個別指導は、被保護者に対する援助が効果的に行なわれるよう福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の医療給付に関する事務および診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行なうものとする。~~

~~なお、個別指導を行なったうえ、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその受診状況等を調査することができるものとする。厚生労働大臣又は都道府県知事が次のいずれかにより、指導の対象となる指定医療機関において個別に面接懇談方式により行うものとする。~~

~~(イ) 個別指導は、原則として実地に行なうものとする。ただし、必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行っても差し支えない。~~

~~(ア) 厚生労働大臣又は都道府県知事が単独で行う指導~~

~~(イ) 厚生労働大臣及び都道府県知事が共同で行う指導(以下「共同指導」という)~~

#### (3) 指導対象の選定

指導は全ての指定医療機関を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、

指導形態に応じて次の基準を参考にして対象となる医療機関を一定の計画に基づいて選定する。

#### ア 一般指導

原則として、全ての指定医療機関とするが、周知徹底を図る内容に応じ、一部の指定医療機関を選定しても差し支えない。

#### イ 個別指導

##### (ア) 厚生労働大臣又は都道府県知事が単独で行う指導

次に掲げる事項について、個別に内容審査をした上で、指定医療機関を選定する。

- a 社会保険診療報酬支払基金、実施機関、被保護者等から診療内容又は診療報酬の請求その他医療扶助の実施に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認められた指定医療機関
- b 個別指導の結果、再度個別指導を行うことが必要と認められた指定医療機関又は個別指導において改善を求めたにもかかわらず、改善が認められない指定医療機関
- c 検査の結果、一定期間経過後に個別指導が必要と認められた指定医療機関
- d 社会保険診療報酬支払基金から提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴(例えば請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高い、被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む)の1件あたりの平均請求点数が高い、被保護者の県外受診の割合が高い等)を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で個別指導が必要と認められる指定医療機関
- e その他、特に個別指導が必要と認められる指定医療機関

##### (イ) 共同指導

上記(ア)により選定された指定医療機関の中から、その内容等を勘案し、共同指導を実施することが必要な指定医療機関を選定する。

##### (ウ) 選定上の留意点

指導対象となる指定医療機関の選定にあたっては、指導にあたる職員(以下「指導担当者」という。)のみでなく複数の構成員からなる合議体において決定するなど、組織的に公正な選定を行うものとする。

#### (4) 指導方法等

##### ア 一般指導

##### (ア) 指導方法

周知徹底を図る内容に応じ、以下の方法等により行う。

- a 講習会方式による講習・講演
- b 全ての指定医療機関に対する広報及び関係機関、関係団体等を通じた周知
- c 新規指定医療機関に対する制度理解のための文書配布

##### (イ) 実施上の留意点

講習会方式で実施する場合において、指導対象となる指定医療機関を決定した時は、あらかじめ一般指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定医療機関に通知する。

## イ 個別指導

### (ア) 実施通知

厚生労働大臣又は都道府県知事は、指導対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定医療機関に通知する。

なお、共同指導を実施する場合には、当該通知に厚生労働大臣及び都道府県知事が共同で行うことを明記する。

#### a 個別指導の目的

#### b 個別指導の日時及び場所

#### c 出席者

#### d 準備すべき書類等

### (イ) 指導方法

個別指導は、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、関係者から説明を求め、面接懇談方式で行うこと。なお、個別指導を行う前に、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所の協力を得ながら速やかに聴取を行い、その結果を基に当該指定医療機関の指導を行う。

### (ウ) 指導後の措置等

#### a 再指導

個別指導において、適正を欠く取扱いが疑われ、再度指導を行わなければ改善の要否が判断できない場合には、当該指定医療機関に再指導を行う。なお、この場合、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所の協力を得ながら速やかに聴取を行い、その結果をもとに当該指定医療機関の再指導を行う。

#### b 要検査

個別指導の結果、下記2の(2)に定める検査対象の選定項目に該当すると判断した場合には、後日、速やかに検査を行う。

なお、指導中に診療内容又は診療報酬の請求について、明らかに不正又は著しい不当を確認した場合には、個別指導を中止し、直ちに検査を行うことができるものである。

#### c 指導結果の通知等

個別指導の結果、改善を要する事項が認められた場合又は診療報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。

#### d 報告書の提出

都道府県知事は、当該指定医療機関に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めること。

### (4)(エ)実施上の留意点

~~ア~~a 指導の実施に際しては、つとめて診療に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象の指定医療機関に文書で通知するものとする。

~~なお、この場合また、必要に応じ、関係団体との連絡調整(指導方針に係る協議、指導~~

時の立会依頼など)を行ない運営の円滑を期すること。

4b 実施時期の決定にあたっては、~~地方社会保険事務局および~~地方厚生(支)局及び衛生関係部(局)課等の行なう指導および監査の計画等との調整を図ること。

4c ~~指導にあたる職員は~~指導担当者は、公正かつ親切丁寧な態度を保持すること。

## 2 指定医療機関に対する検査

### (1) 目的

指定医療機関に対する検査は、被保護者にかかる診療内容および診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的とすること。

### (2) ~~対象~~検査対象の選定

~~検査は、個別指導の結果、検査を行なう必要があると認められる指定医療機関および個別指導を受けることを拒否する指定医療機関とすること。ただし、前記以外の指定医療機関であって、診療内容又は診療報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足りる理由があつて直ちに検査を行なう必要があると認められる場合は、この限りでないこと。~~

次のいずれかに該当する場合に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。ただし、法第84条の4第1項に該当すると認められる場合には、厚生労働大臣又は都道府県知事が共同で行うことを検討すること。

ア 診療内容に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足りる理由があるとき。

イ 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足りる理由があるとき。

ウ 度重なる個別指導によつても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき。

エ 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

### (3) 内容および方法検査方法等

~~検査は、被保護者にかかる診療内容および診療報酬請求の適否について、明細書等と診療録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行なうものとする。~~

~~なお、必要に応じ患者についての調査を合わせて行なうこととする。~~

#### ア 実施通知

厚生労働大臣又は都道府県知事は、検査対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定医療機関に通知すること。

なお、厚生労働大臣及び都道府県知事が共同で検査を実施する場合には、当該通知にその旨を明記すること。

(ア) 検査の根拠規定及び目的

(イ) 検査の日時及び場所

(ウ) 出席者

(エ) 準備すべき書類等

#### イ 検査の内容及び方法

検査は、被保護者の診療内容及び診療報酬請求の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。)と診療録(調剤録を含む。)その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行うものとする。

なお、必要に応じ被保護者についての調査をあわせて行うものとする。

~~(4)ウ~~ 実施上の留意点

(ア) 検査の実施に際しては、つとめて診療に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象の指定医療機関に文書で通知するものとする。~~ぶこと。なお、この場合また、~~  
必要に応じ、関係団体との連絡調整(検査方針に係る協議、検査時の立会依頼など)を行い運営の円滑を期すること。

(イ) 実施時期の決定にあたっては、地方厚生(支)局及び衛生関係部局の行う監査計画等との調整を図ること。

(ウ) 検査にあたる職員は、公正かつ親切丁寧な態度を保持すること。

### 3 検査後の措置等

~~指定医療機関に対する行政措置は、指定取消、戒告、注意の3種とし、事案の軽重に従い次の標準によって行なうこと。~~

(1) 検査結果の通知及び報告書の提出

ア 検査の結果は、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該指定医療機関に対して、改善を要すると認められた通知事項については、文書により報告を求めるものとする。

~~(1)~~ (2) 行政上の措置

ア 指定取消、効力停止

都道府県知事は、指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、その指定の取消しを行なうこと。ただし、指定の取消しの処分に該当する医療機関の機能、事案の内容等を総合的に勘案し、医療扶助のための医療の確保を図るため特に必要と認められる場合は、期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止を行うことができるものとする。

(ア) 故意に不正又は不当な診療を行なったもの。

(イ) 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行なったもの。

(ウ) 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行なったもの。

(エ) 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行なったもの。

イ 戒告

都道府県知事は、法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、戒告の措置を行なうこと。

(ア) 重大な過失により不正又は不当な診療を行なったもの。

(イ) 重大な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行なったもの。

(ウ) 軽微な過失により不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。

(エ) 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行なったもの。

ウ 注意

都道府県知事は、法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、注意の措置を行なうこと。

(ア) 軽微な過失により不正又は不当な診療を行なったもの。

(イ) 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行なったもの。

~~(2)~~ (3) 聴聞等

~~都道府県知事は、法による指定医療機関の事故が指定取消の措置に該当するおそれがあると認められた場合は、検査終了後、当該指定医療機関に対して聴聞を行わなければならないこと。~~

~~この場合において、聴聞の手続は、行政手続法第3章第2節に定めるところによるものとする。~~

検査の結果、当該指定医療機関が指定の取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分に該当すると認められる場合には、検査後、指定の取消等の処分予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならないこと。

~~(3)~~ (4) 経済上の措置

~~ア 不正又は不当の都道府県知事は、検査の結果、診療及び診療報酬の請求により診療報酬に過誤払いが認められたときは、都道府県知事は、関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、すみやかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払う予定の診療報酬額からこれを控除させるよう措置すること。ただし、過誤払いが認められた当該指定医療機関に翌月以降において控除すべき診療報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返還させるよう措置すること。~~

イ (略)

ウ 指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も保護の実施機関に支払わせるよう措置すること。

(5) 厚生労働大臣への通知

都道府県知事は、指定医療機関について指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合において、健康保険法(大正11年法律第70号)第80条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、法第83条の2に基づき厚生労働大臣に対し、その事実を通知すること。

#### 4 医療保護施設等の取扱い (略)

様式第1号

様式第2号

様式第26号の3

# 「生活保護法による介護扶助の運営要領について」(平成 12 年 3 月

## 31 日社援第 825 号 厚生省社会・援護局長通知)

### 第1 介護扶助運営方針

#### 2 関係機関等との連携

##### (4) 都道府県介護保険担当部局

都道府県介護保険担当部局に対して、生活保護の指定介護機関に係る指定に関し、次の依頼を行い、必要な協力を得ること。

ア 都道府県又は市町村の介護保険担当部局は、介護保険の指定又は開設許可の申請があった介護機関に対して、以下の事項について周知すること。

(ア) 介護保険法の規定による指定又は開設許可があったときは、生活保護法第 54 条の2第2項の規定により、当該介護機関は、生活保護の指定介護機関として指定を受けたものとしてみなされること。

(イ) 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く介護機関が、生活保護の介護機関に係る指定を不要とする場合には、介護保険法の指定又は開設許可申請の際、生活保護の介護機関に係る指定を不要とする旨と併せて、当該介護機関の名称及び所在地、開設者及び管理者の氏名及び住所並びに当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類を記載した申出書を当該介護機関の所在地を所管する都道府県(指定都市及び中核市を含む)の生活保護担当部局(国の開設した介護老人保健施設にあっては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長)に提出すること。

イ 生活保護の指定介護機関の指定の状況把握等のために、介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関(市町村が指定した地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者を含む。)に関する情報提供を依頼し、介護保険の指定等が行われた場合には、速やかに生活保護の介護機関に係る指定を行うことができるよう協力を得ること。

なお、国の開設した介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に係る介護扶助の指定は、厚生労働大臣が行うものであるので、留意すること。を提供すること。

### 第2 介護扶助運営体制

#### 1 都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係

##### (1) 介護係等

ア～ウ (略)

エ 指定介護機関の指定に関する告示並びに管内福祉事務所、審査・支払機関及び指定居宅介護支援事業者及び指定地域包括支援センター介護予防支援事業者に対する通知

オ～ケ（略）

(2)（略）

(3) 手続き書類及び運営台帳

ア 生活保護法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 22 号。以下「規則」という。)第 10 条の 6 に規定する指定介護機関指定申請書及び第 14 条、第 15 条に規定する変更等届出書

イ～ウ（略）

## 第4 要介護認定等及び居宅介護支援計画等の作成について

### 1 基本的考え方

介護扶助については、介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同等のサービスを、介護保険制度とあいまって、要保護者に対し保障するものである。

そこで、要保護者は、原則的には、介護保険制度の被保険者として介護保険法の規定に基づき要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)を受け、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に応じ介護保険給付及び介護扶助を受けることとなる。

また、介護保険制度の被保険者でない 40 歳以上 65 歳未満の要保護者で介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 2 条各号の特定疾病により要介護状態等にあるものについては、自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図った上で、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、介護扶助の要否判定に当たり被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受け、要介護状態等に応じ介護扶助を受けることとするものである。

なお、介護扶助の居宅介護の範囲は、居宅介護支援計画に基づいて行うものに限られており、また、介護予防の範囲は、介護予防支援計画に基づいて行うものに限られていることから、被保険者については介護保険法の規定に基づき、被保険者でない者については介護扶助として、介護扶助の指定介護機関である居宅介護支援事業者又は~~地域包括支援センター~~介護予防支援事業者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)から居宅介護支援計画又は介護予防支援計画(以下「居宅介護支援計画等」という。)の策定を受け、当該計画に基づき介護扶助の指定介護機関から居宅介護又は介護予防(以下「居宅介護等」という。)を受けることとなる。

## 第5 介護扶助実施方式

### 1 (略)

### 2 介護扶助の決定

要保護者から介護扶助の申請を受けた場合において、その決定に当たっては、第 2 に規定する介護扶助運営体制に則って事務手続及び体制を整備した上で、以下の点に留意すること。

(1) 決定の際の留意事項

ア～イ（略）

ウ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額に限られるものであるので留意すること。

ウエ 他市町村の地域密着型サービス等(居宅介護のうちの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び複合型サービス、介護予防のうちの介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに施設介護のうちの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下において同じ。)の介護保険被保険者の利用は、当該地域密着型サービス等を行う事業者について、当該被保護者を被保険者とする市町村の指定を受けている場合に限られるものであるので留意すること。

また、被保険者以外の者についても被保険者に準じた範囲とするものであること。

## 第6 介護扶助指定介護機関

### 1 指定介護機関の指定の際の留意事項

(1) 都道府県知事は、法第54条の2第1項の規定による指定介護機関の指定に当たっては、管内の事業者について、その事業所毎に次の基準により行うこと。

ア 法による介護扶助のための居宅介護等若しくは居宅介護支援計画等の作成、福祉用具若しくは介護予防福祉用具の給付又は施設介護を担当する機関は、申請のあったものうち、法第54条の2第4項において準用する法第49条の2第2項第2号から第9号までのいずれにも該当せず、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項、第46条第1項、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文若しくは第58条第1項の規定による指定又は同法第94条第1項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものについて指定するものとすること。

~~(2)イ~~ 指定介護機関介護担当規程及び「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」(平成12年4月厚生省告示第214号。以下「介護方針告示」という。)に従って、適切に介護サービスを提供できると認められることを条件として指定を行うものであること。

ウ 法第54条の2第4項において準用する法第49条の2第3項の規定に該当する介護機関については、指定しないことができるものであること。

(2) 法別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があったときは、当該介護機関は、法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされるものであること。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、あらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りでないこと。

~~(3) 法による指定取消しを受けた介護機関にあっては、原則として、指定の取消しの日から5年以上経過したものであること。ただし、法による指定取消しと同一の事由により介護保険~~

~~法による指定又は開設の許可が取り消された場合であつて、当該事由が解消されたとして再度介護保険法による指定又は開設の許可がなされたときは、この限りではないこと。~~  
~~(4)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額であること。~~

## 2 選定サービスの取扱い（略）

### 3 その他

(1) 要保護者のサービス事業者の選択権を尊重しつつ、介護扶助を適切に実施するためには、生活保護に理解を有する指定介護機関を十分確保することが重要であるため、介護保険担当部局と十分に連携の上、法による指定を受けていない介護機関に対して説明会を開催したり、~~介護保険制度の指定介護機関に対して~~指定申請書を送付し申請を要請するなど、制度の周知及びその確保に努められたいこと。

特にケアマネジメントを行う居宅介護支援事業者等については、居宅介護等に係る介護扶助を実施する際のその役割の重要性にかんがみ、十分な数の指定事業者確保に努めること。

また、介護保険法による指定又は開設許可があつたことにより指定介護機関の指定を受けたものとみなされた介護機関に対しては、指定介護機関介護担当規程及び介護方針告示に従つて、適切に介護サービスを提供するよう十分に周知すること。

(2)介護保険法による指定又は開設許可があつた介護機関については、別段の申出がない限り、指定介護機関の指定を受けたものとみなされることから、介護保険部局と連携し、介護保険法による指定又は開設許可の状況が都道府県(指定都市及び中核市を含む。)の生活保護担当部局に情報提供されるよう体制を整備するとともに、指定介護機関名簿の更新を行うこと。

(23) 都道府県知事が、本法による指定介護機関の指定を行ったとき(法第54条の2第2項により指定を受けたものとみなされる場合を含む。)は、当該都道府県の生活保護担当部局は、介護保険担当部局を通じ、その旨国保連へ通知すること(指定都市及び中核市の指定分を含む。)

指定都市又は中核市にあつては、指定介護機関の指定が行われたときは、当該介護機関所在地を所管する都道府県の生活保護担当部局へその旨通知すること。

(24) 地域密着型サービス等を行う介護機関については、介護保険と異なり、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の指定のみを受けるものであること。

なお、被保護者に係る居宅介護等の委託の範囲については、第5の2(1)ウエによるものであるので、事業者に対して介護扶助における指定とサービス提供との関係について、指定手続き等の際に十分に説明すること。

## 第8 指導及び検査

### 3 検査後の措置

#### (1) 行政上の措置

行政上の措置は、介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消、指定の全部又は一部の効力停止、戒告、注意とする。

(2) 聴聞等

~~都道府県知事は、法による指定介護機関の事故が指定取消の措置に該当するおそれがあると認められた場合は、検査終了後、当該指定介護機関に対して聴聞を行わなければならないこと。~~

~~この場合において、聴聞の手続は、行政手続法第3章第2節に定めるところによるものとする。~~

検査の結果、当該指定介護機関が指定の取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分に該当すると認められる場合には、検査後、指定の取消等の処分予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならないこと。

(3) 経済上の措置

ア ~~不正又は不当な~~都道府県知事は、検査の結果、介護サービス及び介護の報酬の請求により介護の報酬に過誤払いが認められるときは、~~都道府県知事は、~~関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、すみやかに国保連に連絡し、当該指定介護機関に支払う予定の介護の報酬の額からこれを控除させるよう措置すること。ただし、過誤払いが認められた当該介護機関に翌月以降において控除すべき介護の報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返還させるよう措置すること。

イ (略)

ウ 指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も保護の実施機関に支払わせるよう措置すること。

(4) 行政上の措置の公表等

都道府県知事は、検査の結果、指定の取消を行ったときには、法第55条の23の規定に基づきすみやかにその旨を告示するとともに、その介護機関の事業活動区域を所管する保護の実施機関及び国保連に情報提供を行うこと。

様式第1号